

練馬区告示第439号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第6条の規定により、軽自動車税督促状のうち別添の送達不能なものにつき公示送達する。

なお、納税義務者から当該督促状の請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年8月25日

練馬区長 吉 田 健 一

CA70036D

令和 8年度 第 5月分

軽自動車税督促状 公示一覧

公示日 令和 8年 8月25日

1頁

[illegible]